

規 則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則八一八

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則（埼玉県人事委員会規則八一三）の一部を次のように改正する。

第九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員が、年齢六十年に達した日以後に退職した場合（引き続き地方公務員

法第二十二条の四第一項の規定により採用される場合に限る。）

第十二条第三号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この規則は令和五年四月一日から施行する。